

別表六の二(十五)

「12」、「20」又は「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成27年8月10日)以後に終了する連結事業年度用

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	人
1	当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計(各連結法人の別表六の二(十五)付表一「4」の合計)					7
2	基準雇用者数の合計(各連結法人の別表六の二(十五)付表一「5」の合計)(各連結法人の別表六の二(十五)付表一「12」欄(マイナスの場合は0))					8
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合						9
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の3第1項」						10
② 「区分番号」欄：「10423」						10
③ 「適用額」欄：「12」欄の金額						10
5	給与等支給額の合計額(各連結法人の別表六の二(十五)付表一「24」の合計)					11
6	比較給与等支給額の合計額(各連結法人の別表六の二(十五)付表一「32」の合計)					12
地方事業所税額控除限度額の計算				地方事業所特別税額控除限度額の計算		
13	地方事業所基準雇用者数の合計(各連結法人の別表六の二(十五)付表一「11」の合計)(各連結法人の別表六の二(十五)付表一「26」欄(マイナスの場合は0))					21
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合						22
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の3第3項」						23
② 「区分番号」欄：「10555」						23
③ 「適用額」欄：「26」欄の金額						23
16	当期税額基準額 $(4) \times \frac{30}{100}$					24
17	差引当期税額基準額残額 $(16) - (10) - (\text{別表六の二(十四)「23」})$					25
18	当期税額控除可能額 (15)と(17)のうち少ない金額					26
19	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「27」の②)					27
20	当期税額控除額 $(18) - (19)$					27
各連結法人の当期税額控除額の個別帰属額に関する明細						
2	(別表六の二(十五)付表一「5」) - (14) × 別表六の二(十五)付表一「11」 各連結法人の別表六の二(十五)付表一「11」の合計					2
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合						2
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の3第2項」						2
② 「区分番号」欄：「10554」						2
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額						2
2	基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(12) \times \frac{(28)}{\text{各連結法人の(28)の合計}}$					$(26) \times \text{各連結法人の別表六の二(十五)付表一「21」の合計}$

別表六の二(十五) 平二十七・八・十以後終了連結事業年度分